



発行 東京都

目次

- 家畜人工授精師の登録……………
- ……………（産業労働局農業振興事務所振興課）…
- 告 示（公）
- 教習指導員審査の実施……………
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 二

告 示

●東京都告示第千三百五十一号
 家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九十七号）第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十七年九月三日

東京都知事 舛 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百号 平成二 府中市住 延藤 修一 牛
 十七年 吉町五丁 家畜人工授精

八月二 日二十一
 十日 番地の七
 十九

告 示（公）

の業務

●東京都公安委員会告示第291号
 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月3日

東京都公安委員会
 委員長 仁 田 隆 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教習の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
 イ 自動車教習所に関する法令についての知識
 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時
 平成27年10月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類
 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横

の長さ24センチメートルのもの)

ウ 審査細日が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成27年9月24日（木曜日）及び同月25日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年9月10日（木曜日）から配布する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

フ 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者については9,400円。ただし、審査細日を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請 じ つ

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヘリオス

三 代表者の氏名

中屋 陽子

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区西蒲田二丁目九番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にして、精神障害者の生活向上、社会参加、社会的自立を支援するために、精神障害者通所事業所の運営を主として、精神障害者が地域の中で自分らしく暮らしていけるよう、生活支援や相談、啓発活動、各種障害福祉サービス事業などを行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジービーパートナーズ

三 代表者の氏名

松井 昭

四 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋一丁目十八番二号 明宏ビル本館四階

五 定款に記載された目的

この法人は、職業や人生で得た豊富な知識や経験を持つシニア世代が活躍できる機会を創出し、それにより様々な社会的課題の解決に取り組んでいるNPOや若い世代をサポートすることで、将来の世代により良い社会を引き継ぐことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月一日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人STeLA Japan</p> <p>三 代表者の氏名 米森 星矢</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区豪徳寺一丁目二十番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本国内、日本国外の大学生、大学院生および社会人に対して、フォーラム、セミナー、シンポジウム、その他の活動を通して科学技術分野におけるリーダーシップ教育およびネットワーク構築に関する事業を行い、長期的に科学技術分野の関わる国際問題解決に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際子ども権利センター</p> <p>三 代表者の氏名 甲斐田 万智子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区東上野一丁目二十番六号 丸幸ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、世界および日本の子どもたちと、彼ら彼女らに関わるおとなたちに対して、国連子ども権利条約の普及、および困難な状況にある子どもたちの支援を行う日本内外の諸団体への募金と資金協力に関する事業を行い、世界のすべての子どもたちが、その住む国や置</p>	<p>かかれている状況に関わらず、国連子どもの権利条約に謳われている諸権利を保障され、それぞれの幸福を追求できるような世界をつくることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人色えんぴつ</p> <p>三 代表者の氏名 入戸野 祐子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区新蒲田二丁目一番十号 ビラコスモ一〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者および地域住民に対して、精神障害者の社会復帰にかかわる相談支援事業および就労支援事業として喫茶色えんぴつやみどりの歩みの経営、地域生活援助事業としてグループホーム等の運営を行うことで、精神障害についての正しい知識の普及や啓発を行うとともに、障害のある人が普通に暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	
--	---	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001